

令和2年5月7日

保護者の皆さまへ

三恵城山こども園
園長 島田さつき

保育所・認定こども園 「特別保育」 継続のご協力をお願い

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

当園では、姫路市からの要請を受けて4月17日から、特別な事情がある場合に限り保育の受入れを行う「特別保育」に移行し、皆さまのご協力を得て、感染拡大の防止を図ってまいりました。

しかしながら、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、改めて兵庫県の対処方針が示されたこと等を踏まえ「**特別保育**」の**実施期間についても、5月31日まで延長することとしました。**保護者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、引き続き「特別保育」の実施についてご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

■ 特別保育の実施について

原則として家庭での保育を強く要請するとともに、医療従事者等の**社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ないご事情がある場合（※）**に限り、申し出により保育を行います。

※ 所定の申出書を園にご提出ください。5月16日までの期間の申出書をすでにご提出いただいている方は、18日以降の利用申出について、ご提出をお願いいたします。ご提出が難しい方は電話でご連絡ください。（期限：申出書、ご連絡共に12日とさせていただきます）

申出書は市のホームページからもダウンロードいただけますが三恵城山こども園の [ホームページ](#) や [よい子ネット](#) からダウンロードいただけます。

園でも配布していますので、お気軽にお電話ください。

5月11日～5月16日の保育を希望の方は5月9日15時までにご連絡下さい。

※ 特別保育の実施期間等については、国や兵庫県の方針を受けて見直す場合があります。

※ 特別保育期間中に登園自粛された場合の保育料、給食費は、日割り計算等で減額します。

（※）特別保育は、以下の場合を対象とします。

- ① 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- ② 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- ③ その他、真にやむを得ない事情がある場合

（例えば、上記①②には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で、家庭での保育がどうしても困難な場合など）

①②の具体的な対象は、兵庫県の緊急事態措置（休業要請）の内容に準拠しています。詳しくは、兵庫県の下記ホームページでご確認ください。

[「兵庫県内への事業者の皆様への新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等のお願い」](#)

